

総務財政委員会記録(No.13)

1 日 時 令和5年9月29日(金)
午前10時00分 開会
午前10時56分 閉会

2 場 所 第6委員会室

3 出席委員(10人)

委員 長	佐藤 栄 作	副 委 員 長	三宅 まゆみ
委 員	村上 幸 一	委 員	戸町 武 弘
委 員	成重 正 丈	委 員	岡本 義 之
委 員	大石 正 信	委 員	篠原 研 治
委 員	井上 純 子	委 員	村上 さとこ

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

企画調整局長	柏井 宏 之	総務調整部長	春日 伸 一
大学担当課長	倉田 武	財政局長	上田 紘 嗣
財務部長	木下 孝 則	財政課長	緒方 克 也
財政企画担当課長	柳井 礼 道	予算調整担当課長	村上 愛
税務部長	権藤 久 典	税制課長	石井 良 一
収税企画課長	和田 新 子		外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長	松永 知 子	調査係長	筒井 大 亮
---------	--------	------	--------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	審査日程について	29日は議案の審査、10月2日は議案の採決、請願・陳情の審査及び所管事務の調査を行うことを決定した。
2	第150号 北九州市手数料条例の一部改正についてのうち所管分	議案の審査を行った。
3	第168号 令和5年度北九州市一般会計補正予算（第3号）のうち所管分	
4	第170号 令和5年度北九州市公債償還特別会計補正予算（第1号）	

8 会議の経過

○委員長（佐藤栄作君）開会します。

本委員会に付託された議案は、お手元配付の一覧表のとおり3件であります。

審査日程については、本日は議案の審査を行い、10月2日は議案の採決、請願・陳情の審査及び所管事務の調査を行います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいまから議案の審査を行います。

議案第150号のうち所管分、168号のうち所管分及び170号の以上3件について、一括して議題とします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いします。なお、議案の説明は着席のまま受けます。

それでは、説明を求めます。財務部長。

○財務部長 それでは、議案第150号、北九州市手数料条例の一部改正についてのうち総務財政委員会所管分につきまして、令和5年9月北九州市議会定例会議案により説明させていただきます。

タブレットでは、01定例会議案書ファイルをお開きください。

タブレットの44ページを御覧ください。

この議案は、地方税法の一部改正に伴い、固定資産課税台帳の閲覧などの特例を追加するため、条例改正議案として提出したものでございます。

改正の内容について御説明させていただきます。

不動産登記法が改正され、DV被害者などの保護のための措置として、登記事項証明書

を発行する際に、DV被害者などから申出があったときは、現住所に代わる事項として、法務省令に定めた事項を記載することとなりました。これを受けまして地方税法も一部改正され、市町村においても、DV被害者などについては登記簿上の住所に代わる事項を記載した納税証明書の交付や固定資産課税台帳の閲覧などをすることとなり、このための規定を追加するものでございます。

議案第150号、北九州市手数料条例の一部改正についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第168号、令和5年度北九州市一般会計補正予算のうち総務財政委員会所管分につきまして、補正予算に関する説明書により説明させていただきます。

タブレットでは、03補正予算に関する説明書ファイルをお開きください。

10ページを御覧ください。なお、金額の説明は、100万円未満の数字は省略させていただきます。

まず、歳入について御説明いたします。

21款1項1目総務費寄附金の補正額3億5,000万円は、企業版ふるさと納税を活用した私学支援事業に必要な財源として、企業版ふるさと寄附金を計上するものでございます。

23款1項1目繰越金の補正額は5億6,500万円で、令和4年度決算剰余金の一部を歳出予算の補正に伴う財源として計上するものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

タブレット12ページを御覧ください。

2款3項1目企画振興総務費の補正額5億500万円のうち所管分は3億5,000万円で、企業版ふるさと納税を活用した私学支援事業におきまして、市内の私立学校を支援する経費でございます。

次に、タブレット14ページを御覧ください。

2款5項2目賦課徴収費の補正額3億3,000万円は、市税還付金について、法人市民税などの還付の増加により不足が見込まれる額を計上するものでございます。

以上で議案第168号、令和5年度北九州市一般会計補正予算についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第170号、令和5年度北九州市公債償還特別会計補正予算について御説明いたします。

タブレット33ページを御覧ください。

公債償還特別会計補正予算につきまして、歳入歳出補正予算を説明させていただきます。

歳入の1款1項1目一般会計債繰入金の補正額21億3,300万円は、公債を活用し整備した土地の売却に伴い、市債の繰上償還を行うための財源を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、タブレット34ページを御覧ください。

歳出の1款1項1目元金と1款1項2目利子の補正額合計21億3,300万円は、一般会計の元金償還及び利子償還に要する経費を増額するものでございます。

以上で議案第170号、令和5年度北九州市公債償還特別会計補正予算についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（佐藤栄作君） これより質疑に入ります。

なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質疑はありませんか。大石委員。

○委員（大石正信君） 数点伺います。

議案第150号の北九州市手数料条例の一部改正に伴う所管分ですけど、先ほど部長から説明していただいたように、不動産登記法の一部改正で、DV被害者からの申出があった場合には登記上の住所に代わる事項を記載しなければならないということで、別の住所とはどういうところを想定しているのか。区役所とかか。

2つ目は、議案第168号の一般会計の補正予算所管分ですけども、9月補正予算の規模と財源内訳の中で58億1,000万円が予算計上されていますが、その中の一般財源、令和4年度の決算剰余金の活用5億7,000万円、これはどこから来たのか。

3つ目は、市税還付金3億3,000万円ということで、例年よりも還付の額が多いように思いますが、そのことについて教えていただきたい。

4つ目は、企業版ふるさと納税を活用した私学支援事業ということで、市外の企業がふるさと納税をした場合ということですけども、3億5,000万円の積算根拠と、どのように私立学校に使おうとしているのか教えてください。

最後に、議案第170号の令和5年度北九州市公債償還特別会計の補正予算で、議案第165号のひびきののデータ活用の用地売却では20億1,659万円となっていますけども、公債償還額は21億3,346万円と書いていて、金額が違うんですけども、そのことについて教えてください。以上です。

○委員長（佐藤栄作君） 税制課長。

○税制課長 まず、1点目に手数料条例の改正について御質問がありました。

現住所に代わるものとして今想定されておりますのは、委任を受けた弁護士の方の事務所の住所とか法務局の住所、あとは被害者支援団体の住所、そういったものが今のところ想定されておりますが、詳細はこれから決めていくということでございます。以上でございます。

○委員長（佐藤栄作君） 財政課長。

○財政課長 今回の一般会計の9月補正案の財源についてでございます。

58.1億円、歳出予算がございまして、国県支出金、地方債、あと今回は土地の売却収入

などを除きますと、一般財源として5.7億円必要となっております。

この財源でございますが、今回、併せて令和4年度の決算を御報告させていただいており、決算におきまして実質収支が16億2,800万円出ております。この半分は2月議会等で基金に積立てをする法定積立てがありますけれども、残りの半分は補正予算等の財源に活用できることとなっておりますので、その半分のうち5.7億円を今回の補正予算の一般財源に活用させていただいているところでございます。以上でございます。

○委員長（佐藤栄作君） 収税企画課長。

○収税企画課長 市税還付金予算の増額補正について御説明いたします。

市税還付金の予算は、基本的に主要な税目ごとに過去5年間の平均値を要求額として積算し、算出しておりますが、今年度は8月までに法人市民税について1,000万円を超える高額還付が9件、約2.3億円発生し、8月末時点で当初の見込みを大きく超えて年間予算の約95%を執行する見込みとなったため、補正の必要が生じました。法人市民税については、事業年度が6か月を超える法人は中間申告をしなければならないと地方税法で定められておりまして、このため、多くの法人は中間申告で前の事業年度の法人市民税額の半分を納税し、事業年度終了後、決算時ですけれども、確定申告時に、中間申告で納税した額との差額を納付または還付、すなわち精算いたします。

本年度は、この精算において、企業収益の減少などによって確定申告時の精算で高額還付となった法人が急増したため、補正が必要となったということでございます。

○委員長（佐藤栄作君） 大学担当課長。

○大学担当課長 企業版ふるさと納税制度について御質問いただきました。

まず、今回の補正予算での金額3.5億円というのはあくまで見込みの金額でございますが、複数の企業から私立の小・中学校への寄附の話をいただいております。それから、内閣府がまとめました企業版ふるさと納税の令和4年度の寄附実績によりますと、金額が前年度比約1.5倍、件数が約1.7倍と、前年度に引き続き、金額、件数とも大きく増加している状況にあるということ。また、寄附を行った企業数も令和3年度と比べますと約1.5倍に増加していること。このような状況から、3.5億円を補正予算で計上させていただいているところでございます。

議決後には私立の学校に制度説明を行うとともに、学校と共に確保に向けて努めていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（佐藤栄作君） 財政企画担当課長。

○財政企画担当課長 公債償還特別会計の補正予算につきまして、償還金21億3,300万円と、産業経済局が今回議案で上げております市有地の処分20億1,600万円との違いについて御説明させていただきます。

今回、産業経済局で市有地処分議案として提出しています土地につきましては、若松区

響灘地区の6万2,822.37平米の土地でございます。一方、公債償還特別会計で繰上償還として計上しております土地につきましては、今回の産業経済局提出議案の6万2,800平米のうち市債を活用して造成した見合い分が約5万8,000平米でございます。こちらの土地に併せて、今回、産業経済局で上げた議案の土地のすぐ隣の土地なんですけども、議決すべき財産の取得に当たらない1万平米未満の土地がございます。そちらが約8,000平米でございます。こちらの処分に係る償還分も併せて予算計上しております。2つ合わせまして、約6億5,800平米でございます。そのため、今回、産業経済局が議案で提出しています土地と公債償還特別会計で予算計上している土地につきましては、一部は同じですが、全く同じというわけではございません。以上でございます。

○委員長（佐藤栄作君） 大石委員。

○委員（大石正信君） 議案第150号の手数料条例については、住民票などではDV被害者を守っていて、今回、登記簿についても変えていくということで、DV被害者を守っていくのは当然のことだと思います。

次に、議案第168号の58億円のうち一般財源から5.7億円と。実質収支が16.2億円あって、その半分の8億円を基金に積み立てていくと言われました。

それと、特定財源の26.2億円の内訳はどうなっていますか。

○委員長（佐藤栄作君） 財政課長。

○財政課長 その他特定財源につきましては、先ほどの答弁にありましており、土地の売却収入が今回多くございまして、こちらが22.7億円でございます。企業版ふるさと寄附金が3.5億円、あと今回、久留米等の災害地に10月以降、土木職員を派遣する経費を補正予算で計上させていただいておりますが、そちらの地元負担金、久留米とか朝倉で負担していただくお金が約600万円ございまして、合わせて26.2億円ほど特定財源がございます。以上です。

○委員長（佐藤栄作君） 大石委員。

○委員（大石正信君） 久留米等の災害に対して支援して、支援先から負担してもらえるかどうかですか。

○委員長（佐藤栄作君） 財政課長。

○財政課長 そのとおりでございます。

○委員長（佐藤栄作君） 大石委員。

○委員（大石正信君） 物価高騰対策について、16億円のうち7億7,000万円を使って企業変革チャレンジ応援事業をやっていくということなんですけども、本会議でも質問しましたように、対象の2万8,000社に対して僅か600社となっています。

いずれにしても、国の物価高騰に対する対策は14兆円と言われてはいますが、それがないと本市だけで物価高騰についての対策はできないと思うんですけど、10月にはまた物価が高

騰してくると言われていますけど、国の動向だとかそういうのはつかんでおられますでしょうか。

○委員長（佐藤栄作君） 財政課長。

○財政課長 まだ、新聞報道等で我々も把握している範囲でございますので、詳細はまだつかめておりません。今後、国の臨時交付金の追加なども新聞報道ではございましたので、そのあたりがどのぐらいの規模になるかは分かりませんが、必要な支援をできるように検討を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○委員長（佐藤栄作君） 大石委員。

○委員（大石正信君） 本来ならば9月の決算議会の中の補正予算で、今の物価高騰に対する予算額の増額を国の補正も受けてやっていかないといけなかったんだけど、そうならないんで、ぜひ国に要望していただきたいと強く要望します。

次に、市税還付金3億3,000万円。大企業は中間的な報告が必要だと言われていましたが、3億3,000万円というのは非常に大きい還付金の額だと思うんですけども、企業の業種、どういう原因で還付をしなきゃいけないのか、そのことについて教えていただきたいんですけど。

○委員長（佐藤栄作君） 収税企画課長。

○収税企画課長 高額還付が発生した業種は主に保険業、それから金融業、そして製造業でございます。その発生要因は、保険業につきましては新型コロナウイルス感染症やひょう災、台風等の自然災害による保険金の支払いの増加、金融業につきましては外国税額控除の増加、製造業につきましては原燃料価格の高騰などによって、前の事業年度と比較して大幅に減益または納税額の減少となったためでございます。

○委員長（佐藤栄作君） 大石委員。

○委員（大石正信君） 新型コロナウイルスや異常気象によるひょう害、また物価高騰、金融による外国税控除は仕方ないとしても、こういう予期せぬ状況が生まれてきているということですけども、還付金の3億3,000万円で収まるのか、この根拠を教えてください。

○委員長（佐藤栄作君） 収税企画課長。

○収税企画課長 法人市民税の歳出還付額につきましては、今委員がおっしゃられましたように、令和5年度の企業を取り巻く経済状況というのは依然として厳しいため、9月以降、令和4年度と同様に伸びると見込んでおり、8月時点の執行実績に、令和4年度と同じ伸び率148.7%をかけた上で、当初予算額の法人市民税分は3億4,000万円だったんですけども、年間の執行見込額が6億7,000万円となり、プラス3億3,000万円が必要と試算いたしました。

また、法人市民税以外の税目につきましては、現時点で1,000万円を超える高額還付等はなく、高額還付が生じうるような制度改正等もないため、例年通りとなると想定いたしま

したので、法人市民税の還付執行見込額の増額分3億3,000万円を補正予算額として計上した次第でございます。

法人市民税の還付につきましては、そのほとんどが企業収益の減少によるものでございまして、要は各業種、各企業で事情が異なっております。景気とは無関係に業績悪化により、数千万円規模の高額還付が発生することもございますので、どの業種、どの企業に還付が発生するのかというのは、金額も含めて、予測するのは非常に困難でございます。

しかしながら、現状想定できる事情を考慮いたしまして、今回は少し多めに計上しております。以上でございます。

○委員長（佐藤栄作君） 大石委員。

○委員（大石正信君） 3億3,000万円の根拠を出されましたけども、まだ確定していないわけで、3億3,000万円を超えたら、どこから財源を持ってくるんですか。

○委員長（佐藤栄作君） 収税企画課長。

○収税企画課長 3億3,000万円を超える執行見込となった場合ですけれど、これは不足額にもよりますが、まずはお預かりしているお金を速やかに納税者へお返ししなければいけないということがございますので、局内で委託料の執行残などでやりくりをいたします。しかし、それでは対応できないような額であれば、大変申し訳ないことではありますが、再度、補正予算を組むことになると思います。以上でございます。

○委員長（佐藤栄作君） 大石委員。

○委員（大石正信君） できるだけ補正予算を組まないようお願いしたいんですけども、法人市民税は決算額では対前年度比5億9,200万円の増となっておりますけども、還付金の3億3,000万円を引けば2億6,000万円になるのではないのでしょうか。確認です。

○委員長（佐藤栄作君） 税制課長。

○税制課長 今、大石委員が言われている117億円というのは令和4年度の決算額ですので、こちらを歳出から差引きということにはならず、別に税収に増減が生じることはないと思います。以上でございます。

○委員長（佐藤栄作君） 大石委員。

○委員（大石正信君） いずれにしても、収納率が法人市民税は99.4%で横ばいになっておりますけども、個人市民税は昨年度より0.2ポイント下がっていますし、軽自動車税も0.2ポイント下がっているということで、法人にとってもマイナスの倒産とか廃業が出てきているし、市民生活においても生活が厳しくて個人市民税も払えないという状態が続いていますので、そういったあたりに十分に危機感を持って対応していただきたいと思います。

最後に、企業版ふるさと納税については、市外の企業が納税していくということで、いい制度だと思うんだけど、そこら辺のアピールですね。どういう市外の企業がしてくれるのか、対象の企業を絞ってアピールするとかという作戦、そういうのは考えておられるん

でしょうか。

○委員長（佐藤栄作君） 大学担当課長。

○大学担当課長 企業版ふるさと納税のPRについては、まず本市のホームページで募集することはもとより、セールスシートというチラシを作っております。委員が言われたように、市外に本社を置く企業が対象となりますので、東京事務所等とも連携していきたいと考えております。

また、私立学校におきましても、卒業生が経営者となっている方など、ゆかりの方にも同窓会を通じて働きかけを行ってもらおう等、PRに努めていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（佐藤栄作君） 大石委員。

○委員（大石正信君） 企業版ふるさと納税によって、市外の企業が私立学校に対する助成をしていただけるということで、ぜひPRを強めていただきたい。

最後に、公債償還特別会計について、金額が違うのは説明していただいたんですけども、一回起債で借金して、売れば公債償還特別会計に繰り入れていくということです。

首都圏バックアップの支援ということで、データを首都圏だけに一極集中するのではなくて分散していくことは必要なことではあると思うんだけど、工事に対する危険性だとか、またデータに対する安全性、直接は産業経済局になりますけども、ぜひ連携していただいて対応していただきたいと思います。終わります。

○委員長（佐藤栄作君） ほかにありませんか。井上委員。

○委員（井上純子君） 私からは企画調整局にお尋ねします。

企業版ふるさと納税を活用した私学支援事業3.5億円の補正予算案について、複数点お伺いします。

まず1点目に、私立学校を支援とありますが、今までは私学支援は県と市の役割分担として県が担ってきたと思います。新たに市が私学支援を始める経緯、理由を明確に教えてください。

2点目に、この金額3.5億円が、過去の企業版ふるさと納税を活用した事業と比べると桁違いの金額であると思います。この理由は何なのか教えてください。

3点目に、公益性の観点から、1社限定でこの制度を利用するのであれば、公共事業として事業対象が不明な予算案は不適切ではないかと思っています。事業費はどのような使い道となるのか教えてください。以上です。

○委員長（佐藤栄作君） 大学担当課長。

○大学担当課長 井上委員から企業版ふるさと納税について御質問いただきました。

まず、県と市の役割分担についてですけれども、委員が言われましたとおり、小・中学校を含めまして私立の学校の所管は県となっております。私立学校に対しましては、これ

まで県が経営経費等の助成を行っているところでございます。一方で、県や市が行う事業に対しまして、市が補完的に役割を担うことはこれまでも行ってきております。例えば、北九州市教育委員会では、県の補完的措置としまして、市内の私立学校の振興を図るために私学助成を行っているところでございます。

それから、経緯としましては、本市では人口減少が続いており、人口問題、とりわけ社会動態のプラスへの改善というのは喫緊の課題となっております。近年、子供たちにとってよりよい環境を求めて移住する教育移住も注目されているなど、特に義務教育である小・中学校の教育環境の整備というのは、転入者にとって住所地を決める上で、大きな要素の一つとなっております。私立学校では特色のある教育を提供しておりまして、企業版ふるさと納税を活用した私学支援により特色ある教育をさらに推進してもらうことにより、移住・定住、ひいては社会動態のプラスにつなげていきたいと考えているところでございます。

本市でも企業版ふるさと納税を活用した私学支援の制度の仕組みを検討しておったところ、具体的に複数の企業から寄附の話がございましたので、今回、補正予算で計上させていただいたところでございます。

それから、2点目、3.5億円ですけれども、先ほども申し上げましたが、今回の補正予算の金額3.5億円はあくまで見込みの金額でございます。複数の企業から私立学校に対して寄附の話をいただいているところでございます。それから、繰り返しになりますが、内閣府の企業版ふるさと納税の寄附の実績を見ましても増加傾向が続いていると。このような状況から、3.5億円を補正予算で計上させていただいたところでございます。

それから、3点目ですけれども、この制度の用途につきましては、特色ある教育活動、例えばIT授業ですとか外国語教育とか、そういったところに使っていただこうと思っております。それから、教育環境の充実に関わる必要な施設ですとか備品の整備などに活用できることとしております。以上でございます。

○委員長（佐藤栄作君） 井上委員。

○委員（井上純子君） 御答弁ありがとうございます。

今回、武内市長が人口増加をどのようにしていくかという中で、教育も手法として、教育環境が重要だということは以前から言われてきましたので、その一つの手段として私学支援があったのであろうと理解しました。

もう一つ確認なんですけれども、今後、こういった私学支援を募集していくようなメニューとして、市は広報していくということでもよろしいでしょうか。

また、市内には既存の私学が既にあるわけなんですけれども、既にある私学にも支援を促していくと理解してよろしいでしょうか。

○委員長（佐藤栄作君） 大学担当課長。

○**大学担当課長** ふるさと納税制度を活用した寄附は、どこまで優遇措置があるかというのはありますけれども、支援はしていきたいと考えております。以上でございます。

○**委員長（佐藤栄作君）** 井上委員。

○**委員（井上純子君）** 以前からこういった支援が必要であるという考えの中で、今回たまたま複数の企業から提案があったということなんですけれども、これは1つの学園、法人に支援をしていくものなのか、それとも市内に既にある私学にも支援していくものなのか教えてください。

○**委員長（佐藤栄作君）** 大学担当課長。

○**大学担当課長** 今回の企業版ふるさと納税を活用した私学支援ですけれども、まず、対象は私立の小・中学校を考えております。

企業から応援したい学校を指定して寄附を行ってまいります。市は、寄附者の意向を尊重しまして、寄附額の9割を指定のあった学校に、それから、残りの部分につきましては、指定校以外の私立の小・中学校に対して助成をするということを考えております。これにより特色ある教育活動、教育環境の充実等を支援することによりまして、市内の私立小・中学校全体のさらなる底上げにつなげていくものと考えております。以上でございます。

○**委員長（佐藤栄作君）** 井上委員。

○**委員（井上純子君）** ありがとうございます。

寄附する企業がどこかの学校や1法人を指定すれば、最大9割流せると理解しました。そして、1割はやはり公益性から全体の私学に流すと。ということで、もう一つ確認なんですけれども、既存の私立学校に、市が今から考えていく独自の授業メニューだったり、教育を底上げしていくという、こういった考え、こういった制度を始めるということ、今私学が抱えている課題だったり、市が今後進めていきたい情報については、意見交換するなり説明するなり、情報などは行っているものと思っております。よろしいでしょうか。

○**委員長（佐藤栄作君）** 大学担当課長。

○**大学担当課長** まだ議決前ですので、私立学校には情報提供は行っておりません。ただし、既に私学支援を行っております教育委員会とも十分協議しまして、私立学校は建学の精神に基づき、それぞれが創意工夫をして特色ある教育活動を行っている。その中で、少子化に伴い子供が減少する中、経営状況も厳しさを増していると聞いておりますので、私立学校が安定して教育活動を実施できるよう、様々な資金源を確保することも重要であると考えております。以上でございます。

○**委員長（佐藤栄作君）** 井上委員。

○**委員（井上純子君）** ありがとうございます。保護者からしても教育の選択肢が増えることは大変いいことだと思います。これは企画調整局にお願いなんですけれども、どうしても企業版ふるさと納税というのは節税優遇が大きな制度でもありますので、透明性を確

保して、企業が寄附したいから事業ができ上がるのではなくて、行政がまずは公益事業として打ち上げて、必要性があるからこそ、そこに寄附が集まるという、情報を前後させない仕組み、周知を進めていただきたい。今回、9割まで指定学校に流せるスキームなのであれば、今後、既存学校、既存の私学も選べるような情報、周知というようなメニューを。実際、佐賀県がそのような企業版ふるさと納税メニューをつくられています。佐賀県にある私学がこれだけあって、ここの学校に支援することができますとしっかり周知されていますので、そういった公平性のある形で企業へ企業版ふるさと納税の寄附を促すようにしていただきたいということを要望します。

続きまして、財政局にお尋ねします。

企業版ふるさと納税について関連で教えていただきたいんですけども、今回を含め今までも、寄附したい企業、それも特定事業ありきの出現によって予算化となることが多いんですけども、本来の公共事業の観点でいうと、一般財源で予算化する前に検討いただきたいと考えているものです。

ですから、財政局が予算審査をする上で、一般財源や県、国の公的財源ではなく民間財源を活用する方針を全局にどのように求めているのか教えてください。

○委員長（佐藤栄作君） 財政課長。

○財政課長 我々も予算要求があった際には、ほかに何か手だてする財源はないのかという視点は各局にお尋ねして、その中で、国の補助金や県の補助金、またそういった民間資金を得ることができないかということは確認しております。ただ、言われるように、企業版ふるさと納税と市が目指す方向性が一致するものを探していくことが今後また必要になってくるかなと思っております。そちらの窓口は一応企画調整局になっていただいておりますけれども、各局にも、そういった財源の確保という視点も今後はきちんと持っていただきたいと思っております。

○委員長（佐藤栄作君） 井上委員。

○委員（井上純子君） 御答弁ありがとうございます。役割分担があつて、事業局がどう予算を立てたり、民間財源を求めていくという手続の負担を考えたときに、今の話を聞くだけでも、予算を求めていく事業局が予算をかき集めていったり営業するのというのは負担になることだと思うんですけども、それを進めていく、事例を増やしていくためには、財政局から何かしら事業局へインセンティブなどがあつたほうが促しやすいかと思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（佐藤栄作君） 財政課長。

○財政課長 我々も、財源があつたほうが予算措置しやすいというのは事情としてはございます。ただ、まず大前提として市がする事業なのかどうかということも民間資金を得る中では重要なポイントだと思っておりますので、そういったところは混同しないように、

財源があるからすぐ予算というわけではないんですけれども、できるだけ財源の確保の中の選択肢として民間資金というのは今後も考えていきたいと思っております。

○委員長（佐藤栄作君）井上委員。

○委員（井上純子君）ありがとうございます。今、答弁にあったように、市がすべき事業なのかというのが今回もぱっと浮き上がってくるわけですね。私学支援という言葉が、以前から検討は重ねていたといっても、こうやって寄附する企業が現れたときに全体として公表されてしまうのが現実に関起きているわけですから。既に継続事業でも、市がすべき事業とみなして継続事業がたくさんあるわけですね。そういったところに、もちろん企業版ふるさと納税を活用できるか、地方創生に当たるかというところはあるんですけれども、そこは企画調整局が営業するだけではなく、事業局に任せるだけではなく、そこは財政局も何ができるかというのは努力していただきたいということを要望します。

続きまして、もう一つ別件で財政局にお尋ねします。データセンター用地売払いについて伺います。

市有資産売却の推進をしていくことも企業誘致も賛成の立場ではあるんですけれども、そもそもこの用地が企業誘致用の用地にすることが適切であったのか。というのも、ひびきのエリアにお住まいの方からも、企業誘致が決まったことにいろいろと戸惑いの声をいただいているので質問させていただくんですけれども、売却額も20億円ということで、場所がちょうど宅地開発が進んでいるエリアで小学校の真横の土地ということもあって、近くに分譲地を買った方からすると、坪単価あたりも半額近い金額ではないのかというのと、また、小学校の真横が大きなデータセンターを誘致する土地として適切だったのか、ほかに使い道はなかったのかという御意見をいただきましたので、これについて考えを教えてくださいたいと思います。

○委員長（佐藤栄作君）財政課長。

○財政課長 詳細につきましては産業経済局の判断になろうかと思いますが、もともと学術研究に資するというので整備を始めたエリアでございますので、一部住宅に転化しておりますけれども、本来の使い方としては研究機関だったりとか、こういったデータセンターの利用を進めたりとか、実際にそちらで事業をしていただいたりとか、目的に沿った使い方ではないかなと感じております。以上です。

○委員長（佐藤栄作君）財務部長。

○財務部長 坪単価のお話がありましたけれども、当然、処分に当たりましては不動産鑑定とかを行いまして、土地の形状でありますとか用途、そういったところで鑑定を行った上での単価になっております。住宅地と形状とかが違っておりますので、そういったところはあろうかと思っておりますけれども、単価そのものは鑑定の下で処分しております。

○委員長（佐藤栄作君）井上委員。

○委員（井上純子君） 御答弁ありがとうございます。宅地とは一概に単純比較ができないということも理解しました。学術研究で造られた土地であるとはいえ、実際に宅地変更していく中であれだけ人口が増えた、北九州でも珍しく人口が増えた成功事例のあるエリアだと思っているんですね。だからこそ、本当は宅地にしたほうが。人口増加を考えたときに、中長期で見たときには分からない部分はあるんですけども、本当にあの土地の使い方がどうであったのかというのは、今回に関しては、もともと学術研究である土地を企業誘致していくほうが、今後市の発展としては望ましいという考えでよろしいでしょうか。

○委員長（佐藤栄作君） 財政課長。

○財政課長 そのように認識しております。

○委員長（佐藤栄作君） 井上委員。

○委員（井上純子君） 御答弁ありがとうございます。最後にもう一つ、要望も兼ねて聞かせていただきたいんですけども、こうやって年度内に何度も補正予算を繰り返していくと思うんですが、昨年度の決算がいい数字であったからこそ、今年度予算の来年決まってく決算の数字が前年度比では悪くなるのではないかと心配しています。なぜなら、今年度予算というのは、新市長の方針もあって、行財政改革が本格的に始まることなく、固定費、人件費も今後確実に増えていくであろうと見込んでいるんですけども、こういった補正予算を繰り返す中で、年度内の予算消化を防ぐような、少しでも抑制するような取組というか方針はありますでしょうか。

○委員長（佐藤栄作君） 財政課長。

○財政課長 補正予算は、今年度に限らず、そのときそのときに必要な予算を計上させていただいております。令和3年度の決算が特に良かったというところを受けて、令和4年度も例年並みの決算が打てたと思っております。また、令和5年度も、今、人件費等が高騰していますので、皆さんの手元に来るお金というのは少しずつ増えていっているのではないかと思っております。そういったところは個人市民税とかに跳ね返ってくる。生活自体は物価高騰が続いておりますので、なかなか向上している実感はないかもしれませんが、税金は引き続き、全国を見ても少し伸びていくのではないかなと思っております。

補正予算を組んだ予算の執行でございますが、年度末に向けて不必要な、不要不急な支出はしないようにというのは毎年財政局から文書を発出させていただいております。用途外に流用等で使う相談も受けまされども、そこは厳しく、本当に必要なのかどうか、流用せずに新年度に予算化するとか、そういったところはきちんと各局とも協議しておりますので、節約に心がけたいと思っております。以上です。

○委員長（佐藤栄作君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。先ほど、税金が今後上がっていく回復の見込みも言われていたんですけども、社会的な、全国的な影響で市がおのずと回復するん

であれば、相対的な財政状況の評価という比較は変わらないものですから、そういったところを見込んで危機感を持たないということはよくないと私は思っています。

最後に、予算消化を防ぐことは各局に伝えていると。議員だからこそ思うんですけれども、使い道が変わったときにはしっかり予算案として議会に審査させていただきたいと思うんです。今、家計を管理する身からすると、昼御飯代と言って渡して、浮かせてお小遣いにしていくのと同じようなことが実際に私は起きていると思うんですよ。予算流用ができるという仕組みとしてですね。であると、昼御飯代として予算をつけているから、実態としては分からないけれども、決算で通さざるを得なくなってしまうということがありますので、そこはむやみに予算流用を認めることがないように、予算消化をしっかり引き締めていただきたいということと、年度内に、今後、定例会がありますので、減額補正ができないかも積極的に検討していただきたいということをお願いして、終わります。

○委員長（佐藤栄作君） ほかにありませんか。村上幸一委員。

○委員（村上幸一君） 議案第150号でお尋ねなんですけど、不動産の登記事項の証明書というのは誰でも取れるんですよ。ですから、住所が載ると問題があるのかと思ったんですけど、固定資産の名寄せ帳とか台帳というのは誰でもは取れないと思うんです。国の法律に基づいた条例改正なんですけど、第三者に住所が知れるというのは、どういうことが想定されるのかなと思って。

○委員長（佐藤栄作君） 税制課長。

○税制課長 今、委員がおっしゃられたように、今回、不動産登記法に合わせて地方税法が改正されましたので、名寄せ帳とか固定資産の課税評価証明書、これらも不動産登記法に合わせて、住所が現住所ではないものを記載するよということによって地方税法が改正されております。いずれにしても、どういうきっかけで第三者の方がということも考えられますので、地方税法としては不動産登記法に合わせて万全の取組を行っていると考えております。以上でございます。

○委員長（佐藤栄作君） 村上幸一委員。

○委員（村上幸一君） 第三者が取れるちゅうのは想定できないもんだからですね。そうなってくると、住民票とか全部することになってきますよね。

○委員長（佐藤栄作君） 税制課長。

○税制課長 代理の方が来られた場合は当然、委任状とかで確認をするわけですが。

○委員長（佐藤栄作君） 村上幸一委員。

○委員（村上幸一君） それしかないですよ。

○委員長（佐藤栄作君） 税制課長。

○税制課長 そうですね。不動産登記法がそのように改正されたということで、地方税法もそれに合わせて改正させていただいているということでございます。以上でございます。

○委員長（佐藤栄作君）村上幸一委員。

○委員（村上幸一君）それを变えることはいいんですけど、僕が思ったのは、第三者がそもそも取れるのかなと思ってですね。そういうことがあってはならないと思ったものから、少し話がそれるかもしれないけど。

○委員長（佐藤栄作君）税制課長。

○税制課長 基本的には窓口で本人確認等を行いますので、そういうことがあり得ないとは考えておりますが、いずれにしても万全を期してと。登記は、今、村上委員がおっしゃられたように、どなたでも取れるというところがありますので、それに合わせて地方税法も改正させていただいているということでございます。

○委員長（佐藤栄作君）村上幸一委員。

○委員（村上幸一君）法律に従ってだから、これ以上聞いても。以上です。ありがとうございます。

○委員長（佐藤栄作君）税制課長。

○税制課長 すみません。もう一点補足ですが、共有の場合とかはどうしても当事者以外の方が来られると。そういったケースが想定されると考えております。以上でございます。

○委員長（佐藤栄作君）村上さとこ委員。

○委員（村上さとこ君）私からも、議案第150号の手数料条例についてお伺いいたします。

こちらは、閲覧についても登記簿上の住所に代わる事項を記載したものになるということに徹底されるということで非常によかったと思っております。そこで、2点質問であります。

1点目が、DV被害者からの申請が条件になっておりますが、DV被害という前提条件は以前と変わらないのか。例えば、支援措置を受けていることが前提条件になるのか。ここは変わっていないのかということが一点と、あと、DV被害者の当事者にこういうことが変わったという広報と周知が非常に大切になってきますので、それをどのように徹底するのかということをお願いします。

○委員長（佐藤栄作君）税制課長。

○税制課長 DV支援者等となっております。これは一つは配偶者からの暴力を受けられている方、ほかにはストーカー行為をされている方、あとは児童虐待の方とか、そういう方が支援者等の対象になっております。ですから、対象についてはこれまでと同様と考えております。

それから、周知につきましては、市役所の中でも市民文化スポーツ局等と連携して取り組ませていただきたいと思いますと考えております。以上でございます。

○委員長（佐藤栄作君）村上さとこ委員。

○委員（村上さとこ君）周知は各局で連携していただけるということで、そこをしっかりと

やっていただきたいと思います。北九州市ではありませんけれども、全国の自治体の中では、窓口の不備によって住所開示されてしまったりとか、そういったかしの例もございませんので、DV被害者を守るためにも徹底してください。

そして、最初に質問した前提条件なんですけれども、DV支援者ではなくて、DV被害者の前提条件に対して伺いました。これは自己申告なのか、あるいはDVなど支援措置を受けていることが前提となるのか、そこについて伺いました。

○委員長（佐藤栄作君）税制課長。

○税制課長 今、DV支援者等と申し上げたのが、まさにDVの被害を受けている方に対して支援しているということで、DV支援者等という言い方をさせていただいております。以上でございます。

○委員長（佐藤栄作君）村上さとし委員。

○委員（村上さとし君）ありがとうございます。DV支援者ということは、だから、DV被害者が支援措置を受けていないといけないということになるということですか。

○委員長（佐藤栄作君）税制課長。

○税制課長 そうですね。DV被害者であるということをして市役所等に申し出ていただいている方が対象になろうかと思えます。以上でございます。

○委員長（佐藤栄作君）村上さとし委員。

○委員（村上さとし君）分かりました。そこは変わっていないということで。DVに対しては、DV被害者自身の知識がないということが命などを脅かすような状況になりますので、しっかり周知に努めていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（佐藤栄作君）ほかに。三宅委員。

○委員（三宅まゆみ君）お尋ねします。企業版ふるさと納税について、確認させていただきたいと思います。

基本9割お渡しをして、先ほど、聞き漏らしてしまったのかもしれないんですが、残りの1割は、ほかの私学助成にプールして使うというようなことなんでしょうか。私は、佐賀にも伺って以前も提案させていただいたので、今回のことも歓迎をするんですけど、佐賀は手数料がかかったりするんで、市が1割というか、ある程度、ほかの費用とかも差し引いて少し収益になるというようなニュアンスで受け取っておりました。その点はいかがかということ。

それから、今回、金額が3億5,000万円あがっていますけれども、もしこれよりも多く挙げた場合は。例えばスキームとして、今回希望される学校に幾つか手を挙げていただいて、じゃ、されますかというところを確認というか、一定の要件とかもあると思いますので、手を挙げていただいて、それに対して幾つかの学校でされるというようなことでよろしいんですか。その場合、例えばさっきもおっしゃったんですが、OBの方だったり、それな

りの企業の方たちがいらっしゃって、せっかくだったらそっちに使いたいよって言ってくださる方はいると伺っているんですね。金額が超えた場合はどうなんでしょうか。

あと最後に、財政局にお尋ねなんですが、企業版ふるさと納税は、今回の私学助成のパターンと、あと市民活動のパターンとあって、向こうは額がかなり低いんですよ。そのあたりはどのように考えておられるのか、その点についてもお聞かせください。以上です。

○委員長（佐藤栄作君） 大学担当課長。

○大学担当課長 企業版ふるさと納税の配分について御質問いただきました。

9割については、寄附者の意向を尊重しまして、寄附者が指定した学校、応援したいという学校に助成します。残りの1割につきましては、教育委員会の中に既に私立学校振興助成補助金という制度がありますので、これを活用して、それ以外の私立の小・中学校に助成していきたいと考えております。

それから2点目、寄附の仕方ですけれども、どの学校に寄附したいと指定していただいて、その学校に寄附していただくという形で考えております。仮に3.5億円を超えますと、また補正予算で、その上限を上げていくという形になります。以上でございます。

○委員長（佐藤栄作君） 予算調整担当課長。

○予算調整担当課長 委員お尋ねの市民活動へのふるさと納税の活用の金額なんですけれども、こちらは市民活動のNPO等にどういった事業を行いますかと事前に提案をいただきまして、採用された事業に対してふるさと納税の募集をかけていきます。ですので、それぞれのNPOが活用できる額というのがどうしてもこういった学校に対する活動よりも小さな形になっております。その活動に見合った額を集めているという形にしておりますので金額の差が出ております。以上です。

○委員長（佐藤栄作君） 三宅委員。

○委員（三宅まゆみ君） ありがとうございます。学校については、1校ということではなくて複数校ということで捉えてよろしいのでしょうか。

○委員長（佐藤栄作君） 大学担当課長。

○大学担当課長 市内の私立の小・中学校で希望されるところに、これから手を挙げていただいて、そこに対してホームページ等で周知しまして、この学校に寄附をしたいという方に寄附をしていただくという形になります。

○委員長（佐藤栄作君） 三宅委員。

○委員（三宅まゆみ君） ありがとうございます。目的とかそういうものはしっかりしていないといけないとは思いますが、この制度自体は、学校の力量というか、学校の関係者がしっかりとそういう企業とつながってということもあると思うんですね。ですから、決して目的さえ外れなければ、それが複数校であったとしても、北九州にとってはメリットはあると思っています。特に、私は太っ腹だなと思ったんですけど、市という

よりも、私学助成にプールしてそれを全体に使うということなんで、教育環境を充実するという事は私自身も望むところなので、それはそれでいいとは思っていますけれど、経費とかも少しかかるようでしたら、そこのところは少し取っていただいてもいいのではないかなと思いますので、その点については申し上げておきます。

これが複数校になったからといって、多分、寄附するところというのは違うんですね。取り合いになるということはありません、その学校のつながりの企業が取ってくるとしています。市が募集した分に関しては多少あるのかもしれませんが、そこはできるだけ公平に、何かの決まりをつくってやっていただいたらいいかなと思います。ですから、あまり絞り過ぎずに。やっぱり私学はどこも今、少子化で大変な状況で、子供たちの教育を充実するという意味で、先ほどもITだったり英語教育に特化したということをおっしゃっていましたので、そういった意味で小・中学校でこういう活用がいろんなところでできればいいなと思います。

それと、NPOに関しては企画がということですが、ここも実績でそれなりの内容のものがきちっとできるのであれば、また今後増やしていくということも必要じゃないかなと。NPOとかも規模がそれぞれに違ってきますよね。大きな事業がやれるところもあれば、小さい事業をというところもあると思いますので、そこは実態に即してやっていただきたいと、これは要望とさせていただきます。以上です。

○委員長（佐藤栄作君） ほかにありませんか。

ほかになければ、以上で議案の審査を終わります。

次回は10月2日午前10時に開会します。

本日は以上で閉会します。

総務財政委員会 委員長 佐藤 栄 作 印